

令和8年10月採用

刈谷市の公共施設を管理する

臨時職員 募集！

募集施設

産業振興センター



申し込み **9 / 11 (金) ~ 9 / 20 (日)**

採用試験 **受験申込書提出時に面接**

お問い合わせ

産業振興センター

☎ 0566-28-0555



刈谷にぎわいオフィス 臨時職員募集要項

1 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和8年10月1日（木）

以降、随時募集し採用が決定した翌月の1日を採用予定日とします。

(2) 雇用期間

採用が決定した翌月1日～令和9年3月31日

※ 勤務成績良好の場合は、雇用契約を更新する場合あり。

ただし、70歳に達した日の属する年度の末日まで。

2 勤務場所、募集人数、雇用条件等

勤務場所	募集人数	雇用条件等
産業振興センター	1人	3ページ参照

3 申込手続

(1) 申込

- ア 方法 イの期間に産業振興センターに電話し、訪問日程を調整してください。
訪問時に面接試験を行います。
- イ 期間 9月11日（金）～9月20日（日）
午前9時～正午、午後1時～午後4時
- ウ 場所 産業振興センター
- エ 提出書類 必要事項を記入した受験申込書（※）

※ 受験申込書は、刈谷にぎわいオフィスのホームページ(<https://nigiwai.toshikyo.jp/>)からダウンロードできます。また、以下の施設で配布しています。

〔受験申込書配布施設〕

産業振興センター、刈谷にぎわいオフィス事務局（刈谷市役所8階）

4 面接試験の結果等

9月下旬までに本人あて郵送します。

※電話による問合せはご遠慮ください。また、受験申込書の記載事項及び個人面接において不正が発覚した場合には、採用を取り消すことがあります。

5 その他

- (1) 提出書類は、お返ししません。
- (2) 採用後、刈谷市内の施設への勤務場所・業務内容の変更をする場合があります。
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は、受験できません。
- (4) 詳細については、以下のお問合せ先までご連絡ください。

お 問 い 合 わ せ

産業振興センター

刈谷市相生町１－１－６

電話 ０５６６－２８—０５５５

刈谷にぎわいオフィス 臨時職員（産業振興センター）

職区分 事務

1 勤務内容

館内会議室等の予約、窓口案内など受付業務全般

※パソコンでの情報の検索や入力、使用料の収受、相生駐車場の利用案内等があります。

2 勤務日数、勤務時間

1日に4時間45分、月に14日以内の勤務をシフトで指定する。

ア 8時15分～13時00分

イ 12時30分～17時15分

※ 勤務日は土日祝を含めたシフト制のため、毎週決まった曜日を休みにすることはできません。また、勤務時間はア、イのうち、日によって異なります。所定時間外労働あり。

3 施設の休館日

原則として、毎月第2水曜日及び12月29日～翌年1月3日

4 休暇

年次有給休暇（初年度5日）、特別休暇制度あり

5 給与等（社会情勢等に応じて増減あり）

基本給 時間給1,412円以上

賞与 なし

想定年収 令和8年度見込：56万円程度

通勤手当 通勤距離及び通勤手段に応じ支給（自動車通勤可）

給与支払 毎月末日締切、翌月20日支払

6 その他

社会保険（厚生年金、健康保険）の加入なし

雇用保険の適用なし

当法人が管理する刈谷市内の施設への勤務場所及び業務内容の変更をする場合あり